

盛土規制法の区域指定日前後における規定の適用に関する留意事項

ケース	盛土規制法区域指定施行日(R7.4.1)	盛土規制法の適合確認	留意事項
①		確認:審査しない 検査:審査しない	—
②		確認:審査しない 計画変更:審査しない 検査:審査しない	—
③		確認:審査しない 計画変更:審査しない 検査:審査しない	—
④		確認:審査しない 計画変更:審査する 検査:審査する	<ul style="list-style-type: none"> ・盛土規制法の区域指定日以降の着工工事は、建築基準法関係規定として盛土規制法の適合性の確認が必要 ・確認方法は、確認書(※)、盛土規制法の許可書(検査済証)、届出書(受理されたもの)の添付もしくは市街化調整区域、非線引き都市計画区域の許可不要案件では盛土規制法所管課と許可不要を確認した協議記録を添付 ・①や⑥となるように調整することが考えられる
⑤		確認:審査する 検査:審査する	<ul style="list-style-type: none"> ・盛土規制法の区域指定日時時点で審査中のものは、建築基準法関係規定として審査の中で盛土規制法の適合性の確認が必要 ・確認申請において、盛土規制法の適合性を確認する書面の提出が必要
⑥		確認:審査する 検査:審査する	—

※「確認書」:宅地造成及び特定盛土等規制法の許可要否確認書のこと。
(大津市および近江八幡市では、当該様式の運用等が異なるため、詳細は大津市または近江八幡市にお問い合わせください。)

その他

・工事着手予定日が盛土規制法規制開始以降の工事になる可能性がある案件(④のケース)は、盛土規制法の規制開始前であっても事前に盛土規制法の所管課(滋賀県住宅課、大津市開発調整課、近江八幡市都市計画課(山間部を除く))に相談を行った上で、適切なお対応をお願いします。